

安全保障理事会決議 2165 (2014)

2014年7月14日、安全保障理事会第7216回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理諸決議 2042 (2012)、2043 (2012)、2118 (2013) および 2139 (2014)、並びに 2011 年 8 月 3 日、2012 年 3 月 21 日、2012 年 4 月 5 日および 2013 年 10 月 2 日の安保理議長諸声明を想起し、

シリアの主権、独立、統一および領土保全に対する、並びに国際連合憲章の目的および原則に対する、安保理の強い公約を再確認し、

子どもと武力紛争担当事務総長特別代表が報告したように、シリア紛争の結果として、受け入れがたくまた段階的に拡大しつつある暴力のレベルおよび 10,000 名以上の子どもを含む、150,000 名以上の死者のことは慚愧に耐えず、

国際連合事務総長が報告したように、640 万名の国内避難民および辺鄙な地区に住んでいる 450 万名以上を含む、援助を必要としている人々の数が 1,000 万名を越えており、また 240,000 名以上が包囲された地区に閉じこめられているという事実、シリアにおける人道状況の著しくまた急な悪化に深刻な憂慮を表明し、

安保理決議 2139 (2014) における要求および 2013 年 10 月 2 日の安保理議長声明の規定が、2014 年 5 月 22 日の国際連合事務総長報告書 (S/2014/365) および 2014 年 6 月 20 日の国際連合事務総長報告書 (S/2014/427) において述べられているように、シリアの紛争当事者により守られてきていないという事実に憂慮し、また幾つかの措置がシリアの当事者により執られてきた一方で、それらの措置が、シリア全土の困っている全ての人々に対する人道援助の提供に必要な影響を有していないことを認識し、

シリア住民に対する紛争の影響を緩和する、国際連合、国連専門機関およびシリアと隣国におけるあらゆる人道並びに医療要員の欠くことのできないまた現行の努力を称賛し、

決議 2139 (2014) の採択以降、逃れてきたおよそ 300,000 名の難民を含む、現行の暴力の結果としてシリアを逃れてきた 280 万名以上の難民に便宜をはかるために、地域の諸国、特にレバノン、ヨルダン、トルコ、イラクそしてエジプトにより行われてきた著しく且つ称賛に値する取組に対し安保理の感謝の念を改めて表明し、また、責任分担原則に基づき、全加盟国に対し、増えつつある人道上の必要性に対応することをこれら近隣受け入れ諸国に可能とするため、直接の支援を提供することを含んで、これら諸国を支援することを促し、

シリア当局による人権と国際人道法の継続している広範な違反、並びに武装集団による人権侵害と国際人道法違反を強く非難し、

国際人道法の違反および人権の侵害と虐待に対する刑事責任の免除を終わらせる必要性を強調し、そしてシリアにおけるそのような違反や虐待を犯したかあるいは別な方法で責任を有する者は、訴追されなければならないことを再確認し、

アレッポおよび他の地区における激しい空爆の攻撃および樽爆弾、砲兵隊および空からの攻撃の使用を含む、人口密集地における継続している無差別攻撃、並びに拷問、虐待、性的およびジェンダーに基づく暴力の広範な使用並びに子どもに対して行われたあらゆる深刻な暴力と虐待にとりわけ深刻な憂慮を表明し、またこれらの違反の幾つかは、戦争犯罪および人道に対する罪に相当する可能性があることをくり返し表明し、

全ての当事者は、医療施設、学校および他の非軍事的施設を非武装化しそして人口密集地区に軍事的な陣地を設けることを避けまた非軍事的目標に対する直接の攻撃をやめるという安保理の要求をくり返し表明し、

シリアにおける住民を保護するシリア当局の主要な責任を再確認しそして武力紛争の当事者が文民の保護を確保するためにあらゆる実行可能な措置を講じる主要な責任を負っていることをくり返し表明し、また武力紛争の全ての当事者は、ジャーナリスト、メディアの専門家および関連要員を含む、武力紛争における文民の保護に関連した国際法の下での彼らに適用可能な義務を完全に遵守するという安保理の要求をこれに関連して想起し、

国際人道法の関連諸規定および国際連合緊急人道援助の指導原則を尊重する全ての当事者の必要性を想起し、

過激主義および過激派集団の広まり、その民族性、宗教および／または宗派の帰属に基づいて文民を標的とすることに深刻な憂慮を表明し、多くの犠牲者や破壊をもたらしている増加した攻撃、迫撃砲による無差別砲撃、車爆弾、自爆攻撃、トンネル爆弾並びに人質を取ること、誘拐および水道の計画的な断水を含む一般の基幹施設に対する攻撃にさらに深刻な憂慮を表明し、あらゆる形態および表現におけるテロリズムを非難しそして安保理諸決議 1373 (2001)、1624 (2005)、2129 (2013)および 2133 (2014)をこれに関連して想起し、

救援活動に対する同意を、継続して、恣意的にまた根拠なく、与えないことおよびシリア国内の目的地、とりわけ包囲された地区や辺鄙な地区への人道支援物資の提供を妨害する条件が続いていることに深く心を乱され、そして関連するあらゆる国境検問所の開設に対する同意を恣意的に与えないことは、国際人道法違反でありまた決議 2139 (2014) を遵守しない行為であるという国際連合事務総長の見解に留意し、

人道的状況は、危機に対する政治的解決がないのでさらに悪化し続けることを強調し、2012年6月30日のジュネーブ・コミュニケ（決議 2118 (2013) の添付文書Ⅱ）に対する安保理の支持をくり返し表明しそして全ての当事者が、あらゆる暴力、人権侵害および国際法の違反に対して直ぐの終了をもたらすことを目的としたジュネーブ・コミュニケの速やかなそして包括的な履行、および2014年1月22日にモントルーで始まったシリア人主導の過程を促進すること、シリア国民の合法的な憧れを叶えまた彼らに自らの将来を決定することを自主的に且つ民主的に可能にする移行を主導することに向けて活動することを要求し、

安保理決議 2139 (2014) において表明された、決議を遵守しない場合にはさらなる措置を講じる安保理の意図を想起し、

シリアにおける悪化しつつある人道状況は、同地域における平和および安全に対する脅威を構成することを認定し、

加盟国は、国際連合憲章の第 25 条に基づいて、安保理の決定を受諾し且つ履行する義務を負っていることを強調し、

1. 紛争のあらゆる当事者、とりわけシリア当局は、国際人道法および国際人権法の下の自らの義務を遵守しなければならずまた安保理決議 2139 (2014) および 2013 年 10 月 2 日の安保理議長声明 (S/PRST/2013/5) の諸規定を完全にまた直ちに実施しなければならないことをくり返し表明する。

2. 国際連合人道機関およびその実施協力機関は、医療および外科用品を含む人道援助が、シリア当局への通知と共に、最も直接的な経路を通してシリア全土の困っている人々に届くことを確保するため、既に使用されているものに加えて、紛争線を横切った経路およびバブ・アル=サラム、バブ・アル=ハワ、アル・ヤルビヤおよびアル=ラムザの国境検問所を使用することを承認されることを決定し、またこの目的のために国際連合人道活動のために効率よく使用されるあらゆる国境検問所の必要性を強調する。

3. 国際連合事務総長の支配下に、シリアの関連する近隣諸国の同意を得て、国際連合人道機関および関連する国際連合施設におけるその実施協力機関のあらゆる人道救援積送品の荷積み、およびバブ・アル=サラム、バブ・アル=ハワ、アル・ヤルビヤおよびアル=ラムザの国境検問所を通してシリアへの通過のために近隣諸国の税関当局による積送品のその後の開封を、これらの救援積送品の人道的性格を確認するため、シリア当局への国際連合による通知と共に、監視する、監視手続を設立することを決定する。

4. 国際連合監視制度が速やかに展開されるものとすることを決定する。

5. 本決議の主文の第 2 および第 3 項に含まれた決定は、本決議の採択の日から 180 日で有効期限が切れるものとし、そして安全保障理事会の再検討の対象となるものとするをさらに決定する。

6. 全てのシリアの武力紛争当事者は、必要性についての国際連合評価および何らかの政治的な予断や目的がないことに基づいて、国際連合人道機関およびその実施協力機関による、人道援助の提供に対するあらゆる障害を直ちに排除することによるものを含んで、シリア全土の人々へ直接に人道援助の

速やかな且つ妨害のない提供をできるようにするものとするをまた決定する。

7. 人道原則および国際人道法に一致した停戦合意が、文民の生命を救うのに役立つため人道援助の提供を促進する役割を果たし得るという役割をこれに関連して留意し、そして国際人道法に従ってシリアにおけるあらゆる影響を受けた地区への人道機関の安全且つ妨害のないアクセスを認めるため、人道的な一時的休戦、平穏の日々、地方に限定された停戦および休戦について合意する当事者の必要性をさらに強調し、また戦闘の方法としての文民の餓死は、国際人道法により禁止されていることを想起する。

8. 全てのシリアの紛争当事者は、国際連合および関連要員、国連専門機関の要員、並びに人道救援活動に従事している他の全ての要員の安全を、彼らの移動およびアクセスの自由を害することなく、国際人道法により要求されているように、確保するためあらゆる適切な措置を講じるものとするを決定し、これらの取組を遅らせないまたは妨害しない必要性を強調し、そして人道支援要員に対する攻撃は戦争犯罪に相当する可能性があることを想起する。

9. シリアにおける現在の危機の唯一の持続可能な解決は、安保理決議 2118 (2013) の添付文書 II として支持された 2012 年 6 月 30 日のジュネーブ・コミュニケの全面的実施を目的とした包括的且つシリア人主導の政治的過程を通してであることをくり返し表明し、ラフダール・ブラヒミ氏の努力をたたえ、そしてステファン・デ・ミストゥーラ氏のシリア担当事務総長特使の任命を歓迎する。

10. 事務総長に対し、決議 2139 (2014) に関するその報告の枠組の範囲内で、本決議の実施について、またシリアの全ての紛争当事者によるその遵守について、安保理に報告することを要請する。

11. シリアのいずれかの当事者が本決議若しくは決議 2139 (2014) を遵守しない場合には、さらなる措置を講じることを確認する。

12. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。